

第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～
8年度）令和6年度事業実績の評価について

答 申

令和7年7月14日

港区男女平等参画推進会議

1 令和6年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の7つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別等による差別の解消
- 2 性的指向、性自認及び性別表現の尊重と干渉、侵害の禁止
- 3 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 4 意思決定過程での男女の平等参画
- 5 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 6 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 7 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、令和3年3月に策定された第4次港区男女平等参画行動計画—みんなで進めよう 男女平等—（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

令和3年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置付け、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する25事業の令和6年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 事業者における女性の活躍の促進
- 2 審議会等委員への女性の参画拡大
- 3 防災分野における男女平等参画の推進
- 4 働き方改革に対応した職場環境の整備促進
- 5 在宅介護を担う男女に対する支援の充実
- 6 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ
- 7 暴力防止教育と啓発
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価に当たっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価の視点や基準を踏まえています。

具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を2つの部会に分け、第一部会は安中副会長が部会長に、第二部会は藤間委員が部会長となり、必要に応じて担当課職員等から事業に関する説明を受ける中で、各事業の評価を部会ごとに議論し、評価を行った上で、最終的に港区男女平等参画推進会議として、答申にまとめました。

なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が4項目、「おおむね達成」が2項目であり、「達成半ば」が2項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。今回、「おおむね達成」であった責任項目については「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については「おおむね達成」をめざしてください。

責任項目下の25事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が14事業、「おおむね達成」が7事業、「達成半ば」が4事業となっています。

今回、「おおむね達成」であった責任項目については、「ほぼ達成」をめざしてください。また、「達成半ば」であった事業については評価理由等を踏まえた事業実施を期待いたします。

また「ほぼ達成」の評価であっても評価理由に要望が記載されている場合には次年度で取り組まれますようお願いいたします。

行動計画の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議各委員が事業評価に際して提示した意見をまとめた「評価理由等」を参考にいただき、可能な限り次年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

また、男女平等参画を進めるためには、担当課を横断する事業が多々あります。担当課において、男女平等参画の推進へのさらなる理解を深め、担当課間での連携・協力が必要な事業については、調整を行い、その実態を次年度の自己評価結果や事業に関する資料・データにおいて示していただければと思います。

港区男女平等参画推進会議は、行動計画が掲げる目標の実現に向け、積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目 1	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 1	働く場における女性の活躍の促進
	施策の方向1	事業者における女性の活躍の促進

○ 評価基準

1. 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
2. 最新の情報提供に努めたか
3. 事業者における女性活躍の推進のための働きかけができたか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	事業者における女性活躍の推進に向けて、オンライン等も活用しながら効果的に実施されており、評価できます。一方で、講座やセミナーの参加者が少ない点が課題です。周知方法を工夫するなど、参加者増加のための取組を検討してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	B おおむね達成	・認定企業のさらなる優遇措置の向上を目的とした、ワーク・ライフ・バランス推進企業サポート融資の創設、中小企業人材確保支援事業補助金の補助率・事業減額の引き上げについては評価できます。 ・事業内容は評価できますが、多くの事業者に制度を知ってもらうため、より幅広い周知が必要です。 ・各企業は人手不足が激しい状況にある中、潤沢な人材を確保する制度とリンクさせるなど工夫できるとよいです。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ	A ほぼ達成	・ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点对象とする契約件数が増加していることは評価できます。

事業名		評価	評価理由等
3	事業者向け講座・講演会の開催	A ほぼ達成	・ 講座・講演会について、対面だけではなく、オンラインでの同時開催も行っていることは評価できます。 ・ 労働基準監督署との連携方法を変更し、定例会を行うなど工夫していることは評価できます。 ・ 講座・講演会について、参加者が少ないため、受講者数を増やすための周知に力を入れてください。 ・ 介護やハラスメントについて困難を抱えている従業員は多くいます。今後もこうした方々の相談相手として取組を推進してください。 ・ 男女平等参画センターの取組内容は毎年、効果的な事業を行っており、評価できます。
4	労働関係法令、各種制度の周知	A ほぼ達成	・ 毎年更新されるポケット労働法について、法改正がなされた箇所がわかるようになっておりより良いです。 ・ 各担当が取組を効果的にしているため、評価できます。
5	事業者に対する女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発《新規》	A ほぼ達成	・ 出前講座受講半年後に企業に行動変容があったか確認し、適切なアドバイスを行い、必要に応じて新たな講座を案内している点について評価できます。
6	各種ハラスメント対策の強化に向けた支援《新規》	A ほぼ達成	・ 法改正に対応した講座を開催していることを評価します。 ・ 「第三者介入（アクティブバイスタンダー）」について、講座を実施するだけではなく、啓発ポスターを作製したことについて評価します。

責任項目 2	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 2	政策・方針決定過程への女性の参画促進
	施策の方向1	審議会等委員への女性の参画拡大

○ 評価基準

1. 審議会等への女性の参画推進のためのガイドラインを周知したか
2. 各課において女性委員割合を向上するための取組ができたか
3. 審議会等の女性委員の比率が高まったか
4. 女性委員がいない審議会等がなくなったか

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成なかば	「審議会等への女性参画を促進するためのガイドライン」を、毎年度全庁に向けて周知していることは評価できますが、職員が内容を理解しているかについて確認が必要です。 区の審議会等における女性委員比率が計画の目標値 50%に対して 36.5%と低い状況です。今後、比率を上げていくために、各団体から委員を推薦してもらう際に、積極的な働きかけを行ってください。 性別等にかかわらず会議等に出席できるようオンライン開催や一時保育を行っている点については評価できます。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
11 女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知《新規》	C 達成なかば	・毎年度ガイドラインを全庁周知している点は評価しますが、何人の職員がガイドラインを読んでいるかなど客観的に把握できる数値があるとよいです。
12 審議会等委員の女性参画の推進	C 達成なかば	・複数年にわたって女性が0人の審議会があります。引き続きアプローチを行ってください。 ・審議会等委員の女性委員比率の向上について、各所管課が委員推薦依頼時に各団体に適切に周知できているか確認できるとよいです。

事業名		評価	評価理由等
13	性別にかかわらず 参加できる工夫	B おおむね達成	・区主催事業チラシ等に「一時保育あり」の記載がかなり目立つようになってきており評価できます。 ・一時保育の実施場所について、設備が改善されることを期待します。 ・会議に子どもを連れていく手間を省くためにはオンライン開催は効果的です。

責任項目 3	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 6	男女平等参画の視点に立った防災対策の充実
	施策の方向 1	防災分野における男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 防災組織や防災訓練への女性の参画が拡大したか
2. 事業が進捗しているか
3. 男女平等参画の推進に寄与しているか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	防災訓練や会議等における女性の参加率向上に向けて取組を継続して行ってください。 避難所において、最も重要な点は安全性の確保です。訓練等で、避難所での性犯罪防止の啓発等を引き続き行うことが重要です。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
36 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進	B おおむね達成	・災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、引き続き女性の視点を取り入れるとともに、避難訓練への女性の参画を進めるよう努めてください。
37 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	A ほぼ達成	・避難所では、安全性を確保することはとても重要です。安全性の確保については、訓練等で啓発を行うなど引き続き工夫してください。 ・備蓄物資について、港区において3日分保管していることは評価できます。 ・性的マイノリティ等について、防災計画に記載していることについて評価できます。

責任項目 4	目標 2	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課題 1	事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	施策の方向2	働き方改革に対応した職場環境の整備促進

○ 評価基準

1. 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
2. 最新の情報提供に努めたか
3. 事業者における女性活躍の推進のための働きかけができたか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	各事業の内容は評価できますが、事業自体の魅力を高めること、周知広報の方法について、さらに工夫して行ってください。 効果測定のために事業目標への数値の記載を検討してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
39 事業者に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発	A ほぼ達成	・一般事業主行動計画策定の啓発について、港区の公式LINEを活用するなどさらなる周知を検討してください。 ・次年度からは、事業目標への数値の記載を検討してください。
40 仕事と家庭の両立支援事業の実施	A ほぼ達成	・パンフレットの表紙に「中小企業事業主の皆様へ」と記載がありますが、中身を見ると、法改正や従業員が対象の給付金についての記載もあるため、記載方法は工夫したほうがよいです。 ・予算執行率が目標の90%を超えていることから「A ほぼ達成」としますが、次年度はぜひ100%を目指してください。 ・チラシの配布に加え、港区公式LINEでの周知を行っているということですが、港区公式LINEでの周知が行き届いているようであれば、チラシの配布を見直し、奨励金の金額を増額するなど工夫の余地があります。
41 多様で柔軟な働き方促進への啓発	A ほぼ達成	・次年度も同じ目標を記載していますが、周知方法を工夫するなど、新たな取組を検討してください。

責任項目 5	目 標 2	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課 題 3	仕事と介護の両立に向けた支援
	施策の方向2	在宅介護を担う男女に対する支援の充実

○ 評価基準

1. 介護保険制度や障害者福祉制度の普及・啓発が図れたか
2. 事業が進捗しているか
3. 男女平等参画の推進に寄与しているか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	特別養護老人ホームのベッド数が不足していることについては課題ですが、今年度新たに施設を開設する予定であることなど、今できる最善を尽くしていることを評価します。 介護人材の確保については、より実効性のある取組を期待します。 間接項目について、男女平等参画推進会議にて評価することは難しいため、次期計画策定時には、評価項目を変更するなど工夫が必要です。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
82 介護人材の確保・支援	B おおむね達成	・介護人材の確保を目標の一つにしている中で、今回の採用人数が1名であったため、次年度以降は、福祉のしごと・相談会を専門学校等へ周知するなど工夫し、参加者増を目指してください。 ・今年度から有償ボランティアの活用を促す事業を展開するなど、福祉や介護の仕事のハードルを下げるための取組を行っていることを評価します。
83 施設入所介護サービスの充実	A ほぼ達成	・10月に特別養護老人ホームが1施設新規開設予定であることはよいことですが、一方で、昨年1施設が廃止になるなど、ベッド数が足りておらず、このままでは介護離職が進んでしまうため、入所希望者が入所できるよう努めてください。

事業名		評価	評価理由等
84	通所介護サービスの充実	A ほぼ達成	・通所介護サービスの充実を図ることは、間接的に男女平等の推進に寄与すると考えられます。 ・利用者が増加していることは評価できます。
85	ショートステイの充実	A ほぼ達成	・ショートステイについて、稼働率が向上していること、利用者数が増加していることを評価できます。

責任項目 6	目 標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課 題 1	人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶
	施策の方向4	性別等による差別の根絶に向けた働きかけ

○ 評価基準

1. 多様な性のあり方について効果的な啓発が行われたか
2. 男女平等参画条例の普及・啓発に努めたか
3. 事業が進捗しているか
4. 男女平等参画の推進に寄与しているか
5. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	SOGIE に関する意識啓発の取組は充実しています。リーブラでは、満足度の高い出前講座を実施していることから、教育委員会と連携し幅広い周知を行うなど、多くの学校で実施することを期待します。教育分野では、次年度は自己評価理由を詳細に記載してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
96 SOGIEに関する意識啓発	B おおむね達成	・主催講座の回数、参加者数ともに多いことは評価します。 ・出前講座について、満足度が高いことからより多くの学校に周知を行い、講座を実施していくことが重要です。 ・主催講座「るりあん」について、連続講座ではあるものの、講座ごとに申込ができることは評価できます。 ・一般区民が参加する「みなとパーク芝浦フェスティバル」にブースを設け、広く周知したことについて評価できます。 ・SOGIE研修について、参加者が少ないため、なぜこの研修を受講することが必要かという点を広く周知する必要があります。
97 教育分野における理解促進《新規》	B おおむね達成	・自己評価理由について詳細に記載してください。 ・毎月実施している児童・生徒向けアンケートについては引き続き慎重に取り扱ってください。

責任項目 7	目 標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課 題 2	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
	施策の方向1	暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. DVの未然防止、根絶に向けた啓発が効果的に行われたか
2. デートDVについて、若い世代への啓発が効果的に行われたか
3. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成なかば	リーブラにおける啓発は主催講座、情報誌OASIS、パネル展など幅広く行っており評価できます。 施策の方向が「暴力防止教育と啓発」となっていますが、「暴力防止教育」が不足しているため、次年度は教育の点にも意識を向けて取り組んでください。 既存のリーフレットを学校にただ配布するだけでなく、配布する意図を伝える等工夫してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
98 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	C 達成なかば	・DVについて、男性が被害を受けた場合、センターに相談すること自体を躊躇することが多いように感じているため、男性へのケアも丁寧に行うことを記載します。 ・リーブラの相談員に男性がいることは評価できます。 ・地域と連携し、困難な女性への支援も行ってください。今後は、地域との連携についても実績に記載してください。 ・相談に来た方への支援措置についても次年度の目標や実績に記載してください。
99 デートDVに関する意識啓発	C 達成なかば	・デートDVについて啓発するリーフレットを配布する際に趣旨がしっかり生徒に伝わるよう学校を直接訪問し、配布するなど工夫する必要があります。

責任項目 8	目標 4	男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する
	課題 1	拠点施設リーブラの充実
	施策の方向1	区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 多様な利用者層を意識した講座の実施や機能の充実が図られたか
2. 区民・団体の活動を支援したか
3. 区内企業・学校・NPO等と連携し、地域の男女平等参画を推進したか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	様々な取組を幅広く積極的に行っていることを評価します。 特にリーブラの Instagram は内容が充実しており、閲覧数が伸びていることを評価します。 団体に属していない区民との連携を発展させ、地域における男女平等の推進を期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
127 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	A ほぼ達成	・図書資料室の改善が進んだことにより若い世代の来訪が増えた点を評価します。 ・8月に実施した講座について、よい講座であるにも関わらず、参加者が少ない理由としてお盆時期の開催だったことが考えられます。講座について、開催時期を検討することも重要です。 ・Instagram が見やすくなっており、評価できます。 ・情報誌「O A S I S」については、専門的な内容になっているため、読み手に届くような工夫に期待します。
128 区民・団体の活動支援	A ほぼ達成	・助成事業への参加をきっかけにリーブラを知ってもらうことを期待します。そのために講座の周知を幅広く行ってください。

事業名		評価	評価理由等
129	区民・団体の活動との連携	B おおむね達成	・利用者懇談会について、利用者が多く集まることから、リーブラが男女平等のための施設であることをアピールするよい機会のため、内容を工夫して開催することを期待します。 ・団体との連携については、積極的に実施していることを評価します。今後は、団体に属していない区民との連携についても工夫して実施していくことを期待します。

審議経緯

開催日	内 容
令和6年11月18日	諮問 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和6年度事業実績の評価について
令和7年5月26日	第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和6年度事業実績の評価について検討
令和7年6月9日	第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和6年度事業実績の評価について検討
令和7年6月16日	第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和6年度事業実績の評価について検討
令和7年7月14日	答申 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和6年度事業実績の評価について

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：令和6年7月16日～令和8年7月15日)

氏名		所属など		備考
学識経験者				
◎斎藤	悦子	お茶の水女子大学教授		
藤間	公太	京都大学大学院教育学研究科准教授		
○安中	繁	特定社会保険労務士		
区内の男女平等参画関係団体に属する者				
林	明美	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
関	幸治	教育	港友会	
門脇	睦美	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会専務理事	
橋本	ヒロ子	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター	
臼井	浩之	雇用	港区商店街連合会	
吉本	香苗	メディア	株式会社 TBSテレビ 人事労政局 人事部	
公募区民				
芳賀	勲	公募区民		
南	かほる	公募区民		
大金	響子	公募区民		
小澤	寿子	公募区民		
伏見	英	公募区民		
箭内	麻里	公募区民		

◎は会長、○は副会長